

# 契 約 結 果 表

- |    |                       |  |
|----|-----------------------|--|
| 1  | 工 事 番 号               | 令和7年度 第号   |
| 2  | 工 事 名                 | 鏡支所防火シャッター改修工事   |
| 3  | 工 事 場 所               | 八代市鏡町内田453-1   |
| 4  | 工 種                   | 建具工事   |
| 5  | 工 事 概 要               | シャッター改修:手動開閉装置、アタッチメント、座板スイッチ、危害防止装置用連動中継器SET(シャッター1機につき各1個ずつ 計3機分)、天井改修:一式  |
| 6  | 契 約 金 額               | ¥3,515,600   |
| 7  | 契 約 日                 | 令和8年3月11日  |
| 8  | 工 事 期 間               | 令和8年3月12日 ～ 令和8年3月31日  |
| 9  | 請 負 業 者               | 住 所 八代市豊原中町2622-1<br>商号又は名称 力建設<br>代 表 者 代表者 力正司   |
| 10 | 随意契約において契約の相手方を選定した理由 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号<br><br>一回目の入札が不調となり、仕様変更(増額)し再入札を行ったが不調となったため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し随意契約とするものです。<br><br>なお、有資格者名簿(工事)に建具工事で登録のある全7者で不調となったため、業者選定にあたっては、建築一式工事(C級)で登録があり、主な希望業種を建築一式としている市内業者8者のうち、新規事業者1者を除く7者を相手方として選定しております。 |

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月17日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 水施 第13号
2	工 事 名	合志野配水区配水管移設工事(その3)
3	工 事 場 所	八代市八代市坂本町
4	工 種	配水管布設工事
5	工 事 概 要	HPPE φ75 SL=2.1m、HPPE φ50 L=160.6m SL=165.8m、PE φ40 SL=76.8m、PE φ30 SL=99.6m 消火栓 N=4基、給水管切替 N=16基
6	契 約 金 額	¥11,616,000
7	契 約 日	令和8年3月19日
8	工 事 期 間	令和8年3月13日 ～ 令和9年3月13日
9	請 負 業 者	住 所 八代市平山新町2542-1 商号又は名称 五徳創建(株) 代 表 者 代表取締役 東徳和

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方公営企業法施行令第21条の13第6号

本工事は、令和2年7月豪雨により、簡易水道施設が被災したため必要となる復旧工事である。今回施工する施設は合志野地区への生活用水を供給するものであり、その復旧は球磨川流域の嵩上げ工事の進捗と合わせ施工する必要があり急迫を要する。したがって競争入札に付することが不利と認められることから、地方公営企業法第21条の13第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

なお、見積徴収相手方は水道施設登録で市内・準市内事業者かつ給水装置工事事業者(給水装置工事が含まれるため)である12業者とする。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求められます。

公表日

令和8年6月17日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 東産建橋災 第1号
2	工 事 名	市道館原村中線災害復旧工事(R7災第5228号)
3	工 事 場 所	八代市東陽町小浦
4	工 種	石橋復旧工事
5	工 事 概 要	施工延長 L=3.2m、石橋復旧工 L=3.2m、石積工 A=22.1㎡、コンクリート舗装工 A=5.9㎡
6	契 約 金 額	¥26,345,000
7	契 約 日	令和8年3月19日
8	工 事 期 間	令和8年3月23日 ～ 令和8年10月26日
9	請 負 業 者	住 所 八代市古城町3012-5 商号又は名称 (株)葵文化 八代支社 代 表 者 八代支店長 荒木裕美子

## 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

本件は、令和7年8月豪雨により被災した石橋の復旧を行うものです。

本橋は日本遺産構成文化財となっており、石橋の災害復旧については専門の知識・技術が必要となる。

葵文化株式会社は指定文化財や石橋等の復旧実績があり、専門の知識や技術を有しており、石工事の建設業許可も取得している。

上記に該当する者が当業者1者に特定されるため、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。

なお、本市の有資格者名簿に石工事として登録のある市内業者2社に対応の可否について確認したところ、対応不可とのことであった。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和8年6月17日

# 契 約 結 果 表

1	工 事 番 号	令和7年度 東産建橋災 第2号		
2	工 事 名	市道今屋敷線災害復旧工事(R7災第5229号)		
3	工 事 場 所	八代市東陽町小浦		
4	工 種	石橋復旧工事		
5	工 事 概 要	施工延長 L=2.0m、石橋復旧工 L=2.0m、石積工 A=14.9㎡		
6	契 約 金 額	¥10,142,000		
7	契 約 日	令和8年3月19日		
8	工 事 期 間	令和8年3月23日	～	令和8年9月7日
9	請 負 業 者	住 所	八代市古城町3012-5	
		商号又は名称	(株)葵文化 八代支社	
		代 表 者	八代支店長 荒木 裕美子	
10	随意契約において契約の相手方を選定した理由	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
		本件は、令和7年8月豪雨により被災した石橋の復旧を行うものです。		
		本橋は日本遺産構成文化財となっており、石橋の災害復旧については専門の知識・技術が必要となる。		
		葵文化株式会社は指定文化財や石橋等の復旧実績があり、専門の知識や技術を有しており、石工事の建設業許可も取得している。		
		上記に該当する者が当業者1者に特定されるため、契約の性質又は目的が競争入札に適しないと認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を適用し、随意契約とするものである。		
		なお、本市の有資格者名簿に石工事として登録のある市内業者2社に対応の可否について確認したところ、対応不可とのことであった。		
		※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。		

公表日

令和8年6月17日